

消費税増税に伴う各路線運賃の変更について

10月1日からの消費税増税に伴い、各事業者の運賃が変更となる予定です。(基本的には現行運賃×110/108)

運賃設定の方法は、認可された上限運賃の範囲内で設定する実施運賃と、協議運賃があり、協議運賃については、生活交通会議で合意した運賃となっています。そのため、改定の際も会議で協議を行う必要があります。

(1) 今回協議を行う路線

<バス路線>

- ・賀露線 (鳥取砂丘コナン空港系統)
- ・用瀬線 (南中前系統) <日ノ丸自動車>

<乗合タクシー路線>

- ・吉岡洞谷線・西郷線・雨滝上地線 <日ノ丸ハイヤー>
- ・米里線・浜村青谷線 <日交ハイヤー>

(2) 消費税増税分の運賃転嫁について

- ・現行 160 円～170 円区間 10 円転嫁
- ・現行 180 円～260 円区間 据え置き
- ・現行 270 円～790 円区間 10 円転嫁